

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
日本学術振興会特別研究員受入規則

〔平成25年2月18日〕  
規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱  
規程（平成16年規程第90号）第2条第5号に規定する日本学術振興会特別研究員の  
受入れに関し、必要な事項を定める。

(受入許可)

第2条 日本学術振興会特別研究員として受入れることのできる者は、大学共同利用機関  
法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）を研究従事機関とすることが  
あらかじめ承諾されている者で、独立行政法人日本学術振興会特別研究員として採用が  
決定された者とする。

(登録)

第3条 受入れを許可された日本学術振興会特別研究員は、別に定める手続きによりユー  
ザー登録をしなければならない。  
2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、日本学術振興会特別研究員はその都度  
変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第4条 日本学術振興会特別研究員は、研究に従事しなくなるときは、別に定める「登録  
抹消届」を所長等に提出しなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了  
するときは、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、日本学術振興会特別研究員の取扱いに関し必要な  
事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 特別研究員受入規則（平成16  
年4月19日規程第28号）は、廃止する。